

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	沖縄復帰 50 年と今後の沖縄振興 －沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の成立－
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	446 号
刊行日	2022-6-1
頁	10-27
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220601.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

沖縄復帰50年と今後の沖縄振興

— 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の成立 —

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の概要と主な国会論議
 - (1) 改正の経緯
 - (2) 沖縄振興特別措置法の改正
 - (3) 跡地利用特措法の改正
 - (4) 沖縄振興開発金融公庫法等の改正
 - (5) 沖縄復帰特措法の改正
 - (6) 沖縄科学技術大学院大学学園法の改正
3. おわりに

1. はじめに

昭和47年の沖縄復帰から50年を迎えた本年5月15日、国民全体として、復帰の歴史的意義を想起し、沖縄の歴史に思いを致すとともに、沖縄の一層の発展を祈念することを目的として、政府と沖縄県の共催により、東京都と沖縄県において沖縄復帰50周年記念式典が開催された¹。

この重要な節目を迎えるに先立ち、「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第7号。以下「本法」という。）が、3月31日、参議院本会議において、全会一致で可決・成立し、一部の規定を除き、翌4月1日に施行された。本法は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）のほか、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号。以下「跡地利用特措法」という。）、沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）及び簡素で効

¹ 内閣府「沖縄復帰50周年記念式典」〈https://www.okinawahukki50.go.jp/event/50th_kinensikiten.html〉（以下、URLの最終アクセス日は全て令和4年5月16日）

率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「沖縄復帰特措法」という。）並びに沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号。以下「学園法」という。）について、それぞれ一部改正するものとなっている。本法の成立により、沖振法と跡地利用特措法の有効期限が令和13年度末（令和14年3月31日）まで10年間延長されるなど、沖縄の特殊事情を踏まえ、国の責務として行われている沖縄振興の基盤となる各種法律について所要の改正が行われ、令和4年度以降の沖縄振興の在り方が改めて示された。

そこで、本稿では、本法の概要と主な国会論議を整理した上で、今後の沖縄振興における課題について述べていく。

2. 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の概要と主な国会論議

（1）改正の経緯

令和元年6月、沖縄振興審議会（以下「審議会」という。）は、その下の総合部会専門委員会において、平成24年度からの取組を中心に沖縄振興の検証に係る調査審議を行うことを決定し²、総合部会専門委員会が、令和元年6月から令和2年9月にかけて調査審議を行い、翌10月、審議会に対して中間報告を提出した³。この中間報告を踏まえ、審議会では、当時の河野内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）から、沖振法の期限後の沖縄振興の在り方について議論を行うよう要請があり、総合部会専門委員会において具体的議論を行っていくことを決定した⁴。

また、こうした動きと並行して、内閣府は、これまでの沖縄振興の検証作業を進め、令和3年3月、「沖縄振興計画の総点検結果」を取りまとめ、公表した⁵。この中では、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルによる分野別の検証が行われ、これまで効果を挙げてきた施策については、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて目標設定を見直し、その達成に必要な取組の推進・深化を図っていくとともに、目標達成に必ずしもつながらなかった施策については、実効性確保に向け、既存の取組の継続の是非や新たな取組の検討を含め、改善・見直し等を検討していくことが求められるとした。

その後、令和3年4月から、総合部会専門委員会において、教育・人材育成や子供の貧困等の福祉、離島、社会資本整備等の分野別及び分野横断的な調査審議が行われ、同年8月、期限後の沖縄振興の在り方に関する基本的な考え方や留意すべき課題等を取りまとめ

² 内閣府「第33回沖縄振興審議会議事録」10頁<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkousingikai/33/33-minutes.pdf>>

³ 沖縄振興審議会総合部会専門委員会「調査審議結果中間報告」（令和2年10月）<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkousingikai/34/34-2-3-1.pdf>>、<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkousingikai/34/34-2-3-2.pdf>>

⁴ 内閣府「第34回沖縄振興審議会議事録」28～31頁<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkousingikai/34/34-minutes.pdf>>

⁵ 内閣府「沖縄振興計画（平成24年度～令和3年度）総点検結果」<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/etc/soutenkenkekka.html>>

た最終報告が審議会に提出された⁶。この最終報告を踏まえ、同月、審議会は、沖振法第111条第2項に基づく内閣総理大臣に対する意見具申を行い、令和4年度以降の沖縄振興に向けて、沖振法及び跡地利用特措法の期限後の法制の実現を図ること等を要請した⁷。

この意見具申等を踏まえ、同月、内閣府は、令和4年度以降の沖縄振興について、内閣府案として「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」（以下「基本方向」という。）を取りまとめた⁸。この中では、平成24年度から令和3年度までの沖縄振興計画期間中、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られたとする一方、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要があるとした。その上で、内閣府は、この基本方向に沿って新たな振興策が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、検討を進めることとし、特に法制上の措置については、令和4年の通常国会への法案提出に向けて検討を進める考え方を示した。

また、基本方向では、沖縄において政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関である沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の日本政策金融公庫への統合が行政改革推進法で定められていることについて、地域経済の状況も踏まえつつ、沖縄における政策金融機能を担う体制を引き続き検討していくこととした。

さらに、基本方向では、沖縄科学技術大学院大学（以下「OIST⁹」という。）について、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の持続的な推進を目指すとともに、その財政的な在り方については、OIST自らも必要な資金の20%程度に当たる外部資金の調達を目指すべきとした¹⁰。

その後、令和3年12月に閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」（以下「税制改正大綱」という。）では、沖振法や跡地利用特措法の期限延長を前提として、沖縄における各種の税制優遇措置（沖縄振興関連税制）について、既存の13ある制度・措置の延長等（た

⁶ 沖縄振興審議会総合部会専門委員会「調査審議結果最終報告」（令和3年8月）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/senmoniinkai/houkoku.pdf>〉

⁷ 沖縄振興審議会「沖縄の振興について」（令和3年8月23日）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkousingikai/36/ikengushin.pdf>〉

⁸ 内閣府「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」（令和3年8月）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/etc/kihonhoukou.pdf>〉

⁹ OISTは、学園法に基づき、①沖縄の振興と自立的発展、②世界の科学技術の向上に寄与することを目的に設立・開学した大学院大学であり、5年一貫制の博士課程、教育研究は英語のみで行い、教員・学生の半数以上は外国人といった特徴を有するとともに、「Nature Index 2019」（世界トップクラスの研究成果を国・機関別にプロファイリングするデータベース）の機関規模を平準化した研究論文数のランキングにおいて、世界第9位、国内第1位となる等の高い研究成果を挙げている。

¹⁰ OISTについては、学園法施行（平成23年11月）後10年を目途とし、国の財政支援の在り方や法律の施行状況について検討することとされ（同法附則第14条）、令和3年8月、有識者で構成される検討会において、設置目的達成には国の財政支援がなお必要であり、国に対して適切な支援等を求める最終報告が取りまとめられた。（沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会「沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告」（令和3年8月31日）〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/4/houkoku/houkoku_honbun.pdf〉）

だし、「沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置」については段階的廃止)を行うこととした¹¹。
また、同月、西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、関係要路の調整を進め、内閣総理大臣を含め、沖振法の延長に合わせ、令和4年度以降も公庫を存続させることで了解を得た旨表明し、その存続の方針が示された¹²。

本法は、こうした経緯等を踏まえて案が取りまとめられ、令和4年2月8日、閣議決定を経て、同日国会に提出された。

なお、前回、期限延長がなされた平成24年の沖振法改正時とは異なり、関係閣僚と沖縄県知事から構成される沖縄政策協議会が開催されなかった点について、政府は、今回、沖縄担当大臣を窓口として、政府と沖縄県の間で協議、意見交換を行っており、令和3年4月以降、同大臣と沖縄県知事との間で8回は協議等が実施されたと説明している¹³。

（2）沖縄振興特別措置法の改正

本法による沖振法の主な改正内容は、特別地区（特区）・地域制度の拡充・一部見直しのほか、離島・北部地域の振興に係る努力義務の新設、子供の貧困対策等の各分野の政策課題への対応に係る努力義務の新設、法律の期限の延長及び5年以内の所要の見直し等となっており、以下詳細を述べていく。

図表1 改正後の沖縄振興特別措置法の概要

<p>▶ 昭和47(1972)年の沖縄の本土復帰時に制定された「沖縄振興開発特別措置法」が起源（10年の期限立法を改正・延長し、現在は第6次に相当）</p> <p>▶ 平成14(2002)年の改正では、法目的を「本土との格差是正」（社会資本整備等による基礎条件の改善）から、「民間主導の自立型経済の構築」に変更</p> <p>▶ 平成24(2012)年の改正では、沖縄県の主体性を尊重する観点から、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するとともに、いわゆる一括交付金制度等を創設</p> <p>▶ 令和4(2022)年の改正では、全ての特区・地域において措置実施計画の認定制度等を導入するとともに、北部・離島振興や各分野の政策課題の努力義務規定を創設</p>								
<p>総論</p>								
<p>第1章 総則</p> <p>○ 沖縄の置かれた特殊な諸事情^{※1}に鑑み、沖縄の自主性を尊重しつつその総合かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的</p> <p>※1</p> <table border="1"> <tr> <td>歴史的事情</td> <td>先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治</td> </tr> <tr> <td>地理的事情</td> <td>本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島</td> </tr> <tr> <td>社会的事情</td> <td>国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済等</td> </tr> </table>	歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治	地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島	社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済等	<p>第2章 沖縄振興計画等 / 第9章 沖縄振興審議会</p> <p>○ 国(内閣総理大臣)は、沖縄振興の意義や方向、基本的事項を定めた「沖縄振興基本方針」を策定(総理決定)</p> <p>○ 沖縄県(知事)は、基本方針に基づき、各分野の振興に関する事項等を定めた「沖縄振興計画」を策定</p> <p>○ 沖縄振興に関する重要事項を審議するため、内閣府に「沖縄振興審議会」を設置</p>	
歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治							
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島							
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済等							
<p>各論</p>								
<p>第3章 産業の振興</p> <p>① 観光の振興 > 観光地形成促進地域 > 沖縄型特定免税店制度 > 航空機燃料税の軽減措置</p> <p>② 情報通信産業振興地域及び特別地区</p> <p>③ 産業イノベーション促進地域</p> <p>④ 国際物流拠点産業集積地域</p> <p>⑤ 経済金融活性化特別地区</p> <p>⑥ 農林水産業の振興に関する努力義務規定</p> <p>⑦ 石油石炭税の免除措置</p> <p>⑧ 中小企業の資金確保・助言指導等の援助、手続負担の軽減に関する努力義務規定</p> <p>⑨ 沖縄振興開発金融公庫の業務特例（新事業に必要な出資）</p>	<p>第4・5章 雇用の促進、文化の振興等</p> <p>① 失業者求職手帳制度等</p> <p>② 人材の育成及びそれに必要な教育の充実に関する努力義務規定</p> <p>③ 地域文化の振興に関する配慮規定</p> <p>④ 自然環境の保全、脱炭素社会の実現等に関する努力義務規定</p> <p>⑤ 子育ての支援に関する配慮規定、子どもの貧困対策等に関する努力義務規定</p> <p>⑥ 科学技術の振興等に関する努力義務規定</p> <p>⑦ デジタル社会の形成に関する努力義務規定</p> <p>⑧ 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定</p>	<p>第6～8章 均衡ある発展、基盤の整備等</p> <p>① 北部地域の振興に関する努力義務規定</p> <p>② 離島の地域の振興に関する努力義務規定、離島の旅館業への税制優遇措置</p> <p>③ 無医地区等における医療の確保等に関する規定</p> <p>④ 交通の確保等に関する配慮規定等（新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方の調査・検討等）</p> <p>⑤ 情報流通の円滑化・通信体系の充実に関する配慮規定</p> <p>⑥ 公共事業に係る高率補助等の特例措置</p> <p>⑦ 沖縄振興交付金(使途の自由度の高い一括交付金)</p> <p>附則</p> <p>○ 法の有効期限（令和14年3月31日）</p> <p>○ 不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定</p>						

【令和4年改正法の附則】5年以内の見直し規定、沖縄振興開発金融公庫の統合期限の延長（行政改革推進法の一部改正）、OISTの5年ごとの検討規定（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）等

（出所）内閣府ウェブサイト<https://www8.cao.go.jp/okinawa/etc/houritsu/kaiseigo_gaiyou.pdf>

¹¹ 「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_ref orm/outline/fy2022/20211224taikou.pdf>

¹² 西銘大臣記者会見録 [令和3年12月17日] <<https://www.reconstruction.go.jp/topics/21/12/20211217182143.html>>

¹³ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第4号11～12頁（令4.3.7）

ア 特区・地域制度の拡充・一部見直し

沖振法では、産業振興のための特別措置の一つとして、五つの特区・地域制度が設けられ、租税特別措置法等に基づき、他県にはない高率の所得控除制度を始めとした各種の税制優遇措置が講じられている¹⁴。

この特区・地域制度について、税制改正大綱では、従前の産業高度化・事業革新促進地域の名称を「産業イノベーション促進地域」に改めるとともに、各制度における措置を拡充・一部見直しの上、税制優遇措置の適用期間を3年間延長することとされ、本法及び関係政令等¹⁵において、所要の措置が講じられている。

(ア) 沖縄県知事が定める計画の内容追加

沖振法では、各特区・地域制度に基づく産業振興を図る上で、沖縄県知事が、観光地形成促進地域における観光地形成促進計画などの期間・区域等に関する計画を定めることとしている。

本法では、経済金融活性化計画を除く各計画の策定に関して¹⁶、国と沖縄県の連携が政策課題の効果的な解決に資するとの観点から、新たに、基本方針に即して、沖縄県知事が各計画を定めるものとしている。また、本法では、全ての計画において、各特区・地域で沖縄県が実施する措置により見込まれる効果及び後述する「措置実施計画」の認定に関する基本的事項を定めるものとしている。

このうち、沖縄県が実施する措置により見込まれる効果については、従前は、産業高度化・事業革新促進計画以外の各計画において定めるよう努めるものとされていたが、目標の達成状況を検証すること等を通じてPDCAサイクルを強化していくとの趣旨から、全ての計画において定めることが義務付けられている。

(イ) 「措置実施計画」及び同計画の沖縄県知事による認定制度の導入

本法では、全ての特区・地域において、産業の競争力強化や生産性の向上など、沖縄の政策課題の解決を一層計画的かつ効果的に推進するとの趣旨から、「措置実施計画」の制度及び同計画の沖縄県知事による認定制度を導入することとしている¹⁷。

「措置実施計画」の制度については、各特区・地域の区域内において施設の整備等の措置を実施する者（以下「事業者」という。）が、沖縄県知事が定める各計画に即して、措置の実施に関する計画（措置実施計画）を作成し、当該計画が適当である旨の沖縄県

¹⁴ 法改正前における各特区・地域制度の活用状況等の詳細については、藤生将治「沖縄振興関連税制の現状と課題－特区・地域制度の活用状況を中心に－」『立法と調査』No. 441（令3.12）を参照。

¹⁵ 内閣府「関係政令及び関係府省令の改正の概要」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/etc/houritsu/kankeiseirei.pdf>〉

¹⁶ 平成26年の法改正で従来の金融業務特別地区を廃止し、新たに創設された経済金融活性化特別地区については、沖縄県知事の申請に基づいて内閣総理大臣が指定することとされ、経済金融活性化計画も、基本方針に即して定めるとともに、沖縄県知事が計画を定めた上で、内閣総理大臣の認定を申請することとされている。

¹⁷ 改正前の沖振法では、産業高度化・事業革新促進地域についてのみ、税制優遇措置の適用の要件として、産業高度化・事業革新措置実施計画の沖縄県知事による認定制度が設けられていた。本法により、産業イノベーション促進地域（旧産業高度化・事業革新促進地域）については、他の特区・地域に新たに設けられる制度と内容を合わせる形で、措置実施計画の沖縄県知事による認定要件（沖縄県知事が定める計画に適合すること）の追加、認定した措置実施計画の概要の沖縄県知事による公表及び認定措置実施計画の実施状況の認定事業者による報告の義務化（改正前の沖振法では、沖縄県知事が認定事業者に報告を求めることができるものとされていた）等の変更が行われている。

知事の認定を申請できることとしている。この措置実施計画には、①措置により達成しようとする目標、②措置の内容及び実施期間、③措置の実施体制、④措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を記載しなければならない。

沖縄県知事は、事業者からの認定の申請があった場合、当該措置実施計画が、a) 沖縄県知事が定める計画に適合するものであること、b) 措置を実施することが有効かつ適切なものであること、c) 措置が確実に実施されると見込まれるものであること、のいずれにも該当するものと認めるときは、その認定を行い、当該措置実施計画の概要を公表する。また、沖縄県知事は、措置実施計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が措置を実施していない場合には、その認定を取り消すことができるほか、認定した措置実施計画（認定措置実施計画）が、上記a)～c)のいずれかに該当しなくなった場合には、認定事業者に対して当該認定措置実施計画の変更の指示又はその認定の取消しをすることができる。

また、認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告を行うものとされている。

(ウ) 課税の特例

沖振法では、各特区・地域制度における課税の特例として、区域内の対象業種における施設の新設又は増設に伴い、新たに機械等や建物等を取得した場合の投資税額控除や特別償却、沖縄県知事による事業認定を受けた法人を対象とする所得控除等の措置を講じている（図表2）。

図表2 沖縄振興関連税制（特区・地域制度）の概要（令和4年度～令和6年度）

	観光地形成促進地域	情報通信産業振興地域		産業イノベーション促進地域	国際物流拠点産業集積地域	経済金融活性化特別地域
		那覇市等24市町村	那覇市等5市村			
特区・地域の範囲	沖縄県全域	那覇市等24市町村	那覇市等5市村	沖縄県全域	那覇市等5市、うるま・沖縄地区	名護市
国税	①所得控除 [40%控除]	—	—	—	—	○
	②投資税額控除 [機械装置15% 建物等8% ※限度額あり、4年繰越可]	○	○	○ [構築物0%]	○	○
	③特別償却 [機械装置50% 建物等25% ※限度額あり]	—	—	○ [機械装置34% 建物等 20% 構築物 20%]	○	○
	④保税地域特例	—	—	—	○	—
	⑤エンジェル税制特例	—	—	—	—	○
地方税	⑥事業税、不動産取得税 固定資産税の減免	○	○	○	○	○
	⑦事業所税の軽減	○	○	○	○	—
対象施設又は対象事業	・スポーツ・レクリエーション施設 (テーマパーク等6施設) ・教養文化施設 (劇場等5施設) ・体育施設 (SPA施設等4施設) ・集会所 (結婚式場等4施設) ・販売施設	・電気通信業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・インターネット付随サービス業	・データセンター ・情報通信機器 相互接続検証事業 ・受託開発ソフトウェア業 ・情報システム開発業 ・システムインテグレーションサービス業 ・組み込みソフトウェア業 ・パッケージソフトウェア業 ・サーバ・クラウドセンター ・セキュリティデータセンター ・データヘルスサービス業 ・アプリケーションサービス ・ロボティクスサービス業	・製造業 ・倉庫業 ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・デザイン業 ・電気業 ・自然科学研究所 ・特定のがさ供給業	(①の対象事業) ・製造業 ・倉庫業 ・特定の無店舗小売業 ・特定の機械等修理業 ・航空機整備業 (②③⑥⑦の対象事業) ①の対象事業に加えて以下の事業 ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・不動産賃貸業 (一定規模の貸倉庫) ※④は全事業対象	・金融関連産業 ・情報通信関連産業 ・観光関連産業 ・農業・水産養殖業 ・製造業等

※ ①～③の措置は、選択制。

(出所) 内閣府ウェブサイト<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/tockaku_jyu3.pdf>

本法では、投資税額控除と特別償却の適用について、その対象を認定事業者とすることで、措置実施計画の沖縄県知事による認定が新たに要件となっている。また、経済金融活性化特別地区以外の各特区・地域制度では、投資税額控除と特別償却に加え、所得控除の適用について、新たに措置実施計画の措置が一定の要件を満たす旨の主務大臣¹⁸の確認も要件としている¹⁹（図表3、4）。

図表3 特区・地域制度における課税の特例に係る適用要件の追加（概要）

		県知事による (特別)事業認定	主務大臣による 事業認定	県知事による「措置 実施計画」認定	主務大臣による 所要の確認
観光地形成促進地域	投資税額控除			◎	◎
情報通信産業振興地域・ 情報通信産業特別地区	所得控除（特区のみ）	○			◎
	投資税額控除			◎	◎
産業イノベーション促進地域 (旧産業高度化・事業革新促進地域)	投資税額控除	○		◎(※)	◎
	特別償却	○		◎(※)	◎
国際物流拠点産業集積地域	所得控除	○	○		◎
	投資税額控除			◎	◎
	特別償却			◎	◎
経済金融活性化特別地区	所得控除	○			
	投資税額控除			◎	
	特別償却			◎	

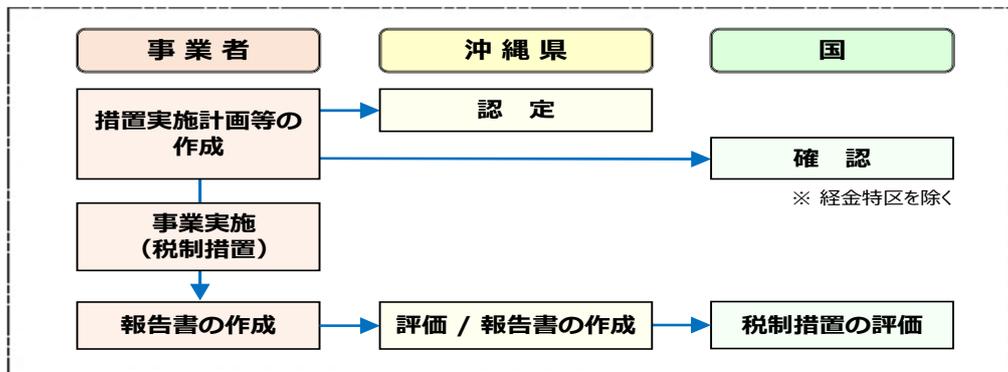
○：法改正前からの適用要件

◎：本法により新たに定められた適用要件

※産業イノベーション促進地域については、法改正前から「措置実施計画」の沖縄県知事による認定が要件となっていた。そのため、沖縄県知事の認定に際して、「措置実施計画」が同知事の定める産業イノベーション促進計画に適合するものとの条件が追加される点が、本法による実質的な変更点となっている。

（出所）内閣府資料を基に作成

図表4 課税の特例に係る一連の手続



（出所）内閣府「改正法の主なポイント」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkousin_gikai/37/37-3-2.pdf〉

なお、主務大臣の確認に係る一定の要件については、付加価値増や従業員の給与等の要件を主務大臣が告示で規定することとされ、四つの特区・地域制度における主務大臣

¹⁸ 各特区・地域制度における主務大臣は、観光地形成促進地域では内閣総理大臣及び国土交通大臣、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区では内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣、産業イノベーション促進地域及び国際物流拠点産業集積地域では内閣総理大臣及び経済産業大臣となっている。

¹⁹ なお、経済金融活性化特別地区における課税の特例に関し、新たに主務大臣の確認が適用の要件とされなかった点については、同特区における企業集積が十分に進んでいないことや、沖縄県知事が定める経済金融活性化計画に内閣総理大臣の認定が必要であることに加えて、同特区を設けた趣旨自体が他の特区・地域とは異なり、沖縄県内の地域格差是正という点にあることが背景となっていると考えられる。

が定める基準等の告示が、令和4年5月10日に制定された²⁰。

(エ) 中小企業信用保険法及び中小企業投資育成株式会社法の特例

本法では、直接金融・間接金融により中小企業の資金調達を支援するべく、認定事業者又は認定法人を対象に、中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例を新たに設けている。

(オ) 国会論議

特区・地域制度をめぐる国会論議では、まず、これまでに同制度がどのように県民所得の向上につながったのかが問われ、西銘大臣は、県民所得が全国平均の6割弱から7割程度にまで増加した旨述べている。また、要件が厳しくなった一方、控除割合が変わらず、従来から適用件数の低い観光地形成促進地域などの適用が更に減るのではないかと懸念に対し、同大臣は、沖縄振興関連税制全般で340億円程度の減税効果が出ており、その効果が給与も含め働く人の待遇改善につながっていくとの考えを示している²¹。

また、事業者による措置実施計画の作成や沖縄県知事による同計画の認定が、事務手続の簡素化など、制度を活用する企業等からの要請に逆行しているのではないかと指摘に対し、政府は、今回の改正に合わせて全ての申請書類の押印を廃止し、メールでの提出を認める予定であり、そうした取組を通じて事業者の負担軽減を図っていくとの考えを示している²²。

さらに、課税の特例に係る主務大臣の確認における付加価値増や従業員の給与等の要件について、具体的な数値を重要業績評価指標（KPI）として設けてはどうかとの提案に対し、西銘大臣は、客観的な数値要件を設けることで申請者にとって分かりやすい制度となるよう検討する旨述べている²³。

イ 離島・北部地域の振興

沖振法では、沖縄の均衡ある発展のための特別措置が定められている。改正前には、離島の地域における高齢者の福祉の増進や離島の地域の小規模校における教育の充実について国等に配慮を求める規定等が設けられていた。

本法では、沖縄県内でも特に北部・離島地域が抱える地理的及び社会的条件の不利性等を踏まえ、同地域の振興を一層強力に推進していくため、地域の特性に応じた観光、情報通信産業、農林水産業等の産業の振興、移住・定住の促進、雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備等を図るための措置を講ずるよう努めるものとする、国及び地方公共団体の努力義務を新設している²⁴。

国会論議では、離島の地理的不利性による沖縄本島との格差是正に向けた取組について問われ、政府は、移動や物流のコストが割高となり産業競争力の阻害要因となってい

²⁰ 内閣府「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年3月31日成立）等について」〈<https://www.8.cao.go.jp/okinawa/etc/houritsu/houritsu.html>〉

²¹ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第4号4～6頁（令4.3.7）

²² 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号3頁（令4.3.9）

²³ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号4頁（令4.3.9）

²⁴ なお、本法による改正に伴い、改正前の離島の地域における高齢者の福祉の増進や離島の地域の小規模校における教育の充実に係る規定は新設された規定に整理、統合されている。

る点や教育、福祉、医療等へのアクセスが限定されている点等、産業振興や移住・定住条件の整備を図る上で離島が様々な課題を抱えているとの認識を示している。その上で、政府は、これまで離島の割高な船賃・航空賃の一部負担を通じた交通コストの負担軽減等、各般の施策を通じて離島の不利性解消に取り組んでおり、今後も、沖縄県や離島市町村と連携を図りつつ取り組む考えを示している²⁵。

ウ 各分野の政策課題への対応

(ア) 子供の貧困対策の推進

改正前の沖振法では、子育ての支援等に関して、国及び地方公共団体が、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切な配慮をするとの規定が設けられていた。この点、基本方向では、沖縄の子供の相対的貧困率は全国を大きく上回る水準にあり²⁶、ひとり親家庭の貧困率などの関連指標も沖縄の子供の貧困の厳しい現状を表しているとの認識が示された上で、母子世帯の所得の改善等が必要であり、そうした状況の改善に向けた県及び市町村の主体的な取組を支え、人材育成、雇用の確保など保護者の支援にもつながる取組が重要であるとされた。

そこで、本法では、子供の貧困対策に資するため、子供の教育・生活安定の支援、保護者の就労支援、子供に対する経済的支援、子供の貧困対策の担い手の人材育成・確保等の施策の充実に係る国及び地方公共団体の努力義務を新設している。

国会論議では、沖縄の県民所得が低いことや子供の相対的貧困率が深刻であることの原因・理由が問われた。西銘大臣は、一人当たり県民所得が低いことについては、労働生産性の低いサービス業への依存度が高く、就業者一人当たりの付加価値額を示す労働生産性が全国の約7割の水準で推移していることが要因の一つと考えられること、子供の貧困の実態が深刻な状況については、一人当たり県民所得が低いことや母子家庭の出現率が高いこと等が背景にあるとの認識を示している。その上で、同大臣は、県民所得向上のためには、沖縄の有する潜在力、優位性をいかし、各種産業の高付加価値化及びそれを支える人材育成等によって、労働生産性の向上や産業の高度化を図ることが重要であるとし、子供の貧困問題を解決するためには、貧困の原因である所得の向上とともに、ライフステージに応じた子供の貧困への支援の充実に同時並行的に進めていく必要があると述べている²⁷。

また、内閣府が平成28年度以降実施している沖縄子供の貧困緊急対策事業²⁸に関して、令和4年度から、子供の居場所や支援員に係る事業への補助率が9割から8割に下がることで、子供の貧困に対する政府の取組が後退しているのではないかとの指摘に対し、西銘大臣は、事業の進捗状況を踏まえつつ3年ごとに補助率を見直しており、県及び市

²⁵ 第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第6号（令4.3.30）

²⁶ 子供の相対的貧困率について、全国（平成30年）の13.5%に対し、沖縄（平成26年）は29.9%となっている。（内閣府「子供の貧困に関する指標（沖縄県の状況）」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/kodomo-hinkon/shiryou/kodomo-genjou3.pdf>〉）

²⁷ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第3号15～16頁（令4.3.3）

²⁸ 同事業の実施状況等を含めた詳細については、藤生将治「沖縄における子供の貧困対策の現状と課題－沖縄子供の貧困緊急対策事業を中心に－」『立法と調査』No. 440（令3.11）を参照。

町村において主体的な意識が浸透してきたと思われることから、補助率の多くを8割にするとしている²⁹。さらに、同大臣は、県内の各市町村に対し、令和4年度の事業展開について聴取したところ、新たに子供の居場所や支援員を増やす自治体もあり、補助率が下がっても、実施箇所数の拡大や事業の効率化が進むとの認識を示している³⁰。その上で、同大臣は、子供の居場所の設置増や支援員の更なる増員等、取組の裾野を更に拡大することを目指しており、新設される努力義務規定に基づいて、令和4年度以降も沖縄の子供の貧困対策に取り組んでいく旨述べている³¹。

(イ) 多様な人材育成のための教育の充実

改正前の沖振法では、人材の育成等について、国及び地方公共団体は、産業振興のために必要な分野における人材の育成・確保のための措置等を講ずるよう努めるものとしていた。しかし、基本方向では、教育について、高校・大学等の進学率は全国最下位であり、若年者の完全失業率や離職率なども全国と比較して改善は十分ではないなど、本土との格差が依然として大きく、沖縄の子供を取り巻く環境は全国と比較して深刻な状況にあるとの認識が示された上で、沖縄の実情に応じた教育・就学への支援や教育環境の改善、人材育成、雇用の支援などに向けた措置を講じていくこととされた。

そこで、本法では、産業人材の育成等に加え、沖縄の振興に資する多様な人材を育成するために必要な教育に関する施策の充実に係る国及び地方公共団体の努力義務を新設している。

(ウ) 脱炭素社会の実現

改正前の沖振法では、自然環境の保全等について、国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全等に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置等を講ずるよう努めるものとしていた。この点、基本方向では、エネルギーについて、我が国が2050年のカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の活用など、グリーン社会への移行に向けた取組を進めており、沖縄においても脱炭素に向けた取組を加速させていくことが求められているとの認識が示された上で、沖縄におけるグリーン社会への移行を支援するとされた。

そこで、本法では、沖縄における脱炭素社会の実現に資するため、エネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用促進等の施策の充実に係る国及び地方公共団体の努力義務を新設している。

国会論議では、沖縄における脱炭素社会の実現の必要性が問われ、政府は、沖縄では火力以外の大規模発電所開発が難しく、化石燃料に頼らざるを得ない状況にあることから、沖縄における脱炭素社会を実現するためには、省エネルギーや再生可能エネルギーの促進が急務であり、努力義務規定を設けていると説明している³²。

また、沖縄振興における再生可能エネルギー活用促進策の位置付けと今後の取組につ

²⁹ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号2頁（令4.3.9）

³⁰ 第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会議録第6号（令4.3.30）

³¹ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号2頁（令4.3.9）

³² 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第4号24頁（令4.3.7）

いても問われ、西銘大臣は、四方を海に囲まれ、亜熱帯に位置する沖縄において、海洋に由来するエネルギーを含め、再生可能エネルギー活用に大きな可能性があり、再生可能エネルギーを活用した水素、アンモニアの製造・供給等が沖縄の新たな産業の創出につながる可能性があるとの認識を示している。その上で、同大臣は、再生可能エネルギーを利用した新たな技術の導入について、技術開発の動向を注視し、関係省庁等と連携しながら、産業振興の観点も踏まえた脱炭素社会の実現に向けた地元の取組を支援していきたい旨述べている³³。

(エ) デジタル社会の形成

基本方向では、デジタル化について、企業におけるデジタル化やAIの導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になるほか、行政のデジタル化を進めることで、支援を必要とする人を特定し、速やかに支援を提供することが可能になるとの認識が示された上で、そうした観点から、沖縄におけるデジタル化及びデータプロセッシングに必要な人材の育成を支援するとされた。また、基本方向では、情報通信産業について、その振興が沖縄全体のデジタル化の進展につながり、様々な産業の生産性向上に貢献し得ることから、新技術を積極的に導入するなど、新たな時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めること、そして、そのためには同産業を支えるIT人材の育成が重要であるとの認識が示された上で、沖縄の企業のデジタル化等を支える観点から、ITを利活用できる人材の育成を支援するとされた。

そこで、本法では、沖縄におけるデジタル社会の形成に資するため、ICT等の活用による事業者の経営効率化、事業高度化、生産性向上の促進等の施策の充実に係る国及び地方公共団体の努力義務を新設している。

国会論議では、沖縄におけるデジタル社会の形成の必要性が問われ、政府は、本土と比べて、沖縄の中小企業のデジタル化に遅れが見られること等から、デジタル社会の形成に向けた取組の余地が大きく、今後、新産業や次世代のビジネスにも適切に対応できる水準となるよう、地域の実情や課題に応じたデジタルトランスフォーメーションを官民挙げて推進することが急務であるとの認識を示している³⁴。

エ 沖縄振興開発金融公庫の新事業創出促進業務における出資対象の拡充

沖振法では、沖縄振興開発金融公庫法が定める業務のほか、公庫の業務の特例として、沖縄における新たな事業の創出を促進するため、その事業に必要な資金の出資を行うこと等の業務（新事業創出促進業務）を定めている。

同業務における出資対象については、改正前は①沖縄において新たに事業を開始しようとする者、②事業を開始した日以後5年を経過していない者、③新たな事業分野を開拓する者となっていたが、本法では、事業開始後の年数に関わらず事業の新規性に主眼を置き、出資することができるよう、上記②の出資対象の設立要件を撤廃し、範囲を拡充している。

国会論議では、出資対象の拡充により期待される効果が問われ、政府は、バイオテク

³³ 第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第6号（令4.3.30）

³⁴ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第3号17頁（令4.3.3）

ノロジーや再生医療、健康関係等、近年の様々な成長分野の事業では、5年を超えて事業化していくものもあり、各企業の成長段階に応じて多様化する資金ニーズに十分応えていく効果があると説明している³⁵。

オ 期限の延長と法律施行後5年以内における所要の見直し

本法では、沖振法の期限を10年間（令和14年3月31日まで）延長したほか、新たに、政府は、この法律の施行後5年以内に、新たな沖縄振興計画に基づく事業等に対する特別措置の適用状況その他の改正後の沖振法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとしている。

この所要の見直しは、とりわけ本法で導入する特区・地域制度における措置実施計画の制度と同計画の沖縄県知事による認定等が沖縄振興に資するものとなっているか等を検証するべく設けられたものであり、見直しの時期については、施策の効果を検証するために一定期間が必要となることから、5年以内とされている³⁶。

国会論議では、5年以内に社会情勢に大きな変化が生じた場合にはちゅうちょなく法律の見直しを行うことが所要の見直しの規定を設けた意義なのか問われ、西銘大臣は、時代の変化にスピードがあり、沖縄に熱量を注ぐ議員の数が5年以内の見直し等につながることを期待する旨述べている³⁷。

（3）跡地利用特措法の改正

本法による跡地利用特措法の改正では、拠点返還地の指定要件の緩和が行われているほか、法律の期限の延長が行われている。

ア 拠点返還地の指定要件の緩和

跡地利用特措法では、内閣総理大臣は、合同委員会³⁸において返還が合意された駐留軍用地の区域内のうち、各市町村の区域を超えた広域的な見地から大規模な公共公益施設の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点となると認められる土地の区域等を「拠点返還地」として指定するものとしている。また、同法では、この拠点返還地の指定に関連して、指定された拠点返還地の面積が政令で定める面積（200ha）以上の場合には、国の取組方針を策定することを義務付け、指定された拠点返還地の面積が200ha未満の場合には、策定義務はないものの、駐留軍用地跡地利用推進協議会³⁹における協議により、国の取組方針を定めることができるとしている。

³⁵ 第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第6号（令4.3.30）

³⁶ なお、税制改正大綱では、特区・地域制度における税制優遇措置の延長幅は3年間とされており、同制度の適用状況や効果等の検証については、本法に基づく5年以内の所要の見直しよりも先に、令和7年度税制改正要望の中で行われる可能性があると考えられる。

³⁷ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第5号4～5頁（令4.3.9）

³⁸ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）第25条に基づく協議機関

³⁹ 跡地利用特措法第30条に基づく、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する協議機関（内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、沖縄県知事、関係市町村長等により構成）

本法では、拠点返還地の指定要件を緩和し、日米安全保障協議委員会⁴⁰（SCC）で返還が合意された駐留軍用地が段階的に返還される場合は、合同委員会における返還合意前の区域も含め拠点返還地に指定できる特例を創設している。本特例は、一体的に拠点返還地に指定することにより、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を図ることを目的としている。

本特例による拠点返還地の指定は、①一体的な土地利用が見込まれること、②相当部分について合同委員会で返還が合意されていることのいずれも要件とされ、②に該当する駐留軍用地の返還後1年が経過するまでに行うものとしている⁴¹。

国会論議では、本特例の適用が見込まれる牧港補給地区を念頭に、国の取組方針を策定するに当たっての政府の見解が問われ、西銘大臣は、地元における跡地利用計画の見直しや合同委員会における返還合意の状況を踏まえ、関係行政機関が協議の上、拠点返還地の指定や国の取組方針について検討する旨述べている⁴²。

イ 期限の延長

本法では、沖振法同様、跡地利用特措法の期限を10年間（令和14年3月31日まで）延長している。

（4）沖縄振興開発金融公庫法等の改正

本法による沖振法以外の公庫関連の改正として、沖縄振興開発金融公庫法の改正による公庫の業務範囲の拡大及び行政改革推進法の改正による公庫の日本政策金融公庫への統合時期の延長が行われている。

ア 沖縄振興開発金融公庫法の改正（業務範囲の拡大）

沖縄振興開発金融公庫法では、公庫が行う業務の範囲を第19条で定めており、駐留軍用地跡地の開発に関しては、同条第1項第1号イに基づき、自己所有方式による開発を貸付対象として、産業開発資金（同資金は土地の造成に必要な資金を含む）、中小企業資金、生業資金の三つの枠組の下で融資が実施されてきた。

本法では、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進のため、駐留軍用地跡地に係る産業開発資金の貸付対象を拡大し、駐留軍用地跡地において民間事業者が商業施設等を開発しようとする場合、従前の制度で対応可能な自己所有方式による開発に加え、譲渡方式による開発⁴³も貸付対象に追加するものとしている⁴⁴（図表5）。

⁴⁰ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）第4条などを根拠とし、安全保障分野における日米協力に関わる問題を検討するための閣僚級協議の枠組み（通称「2+2」）

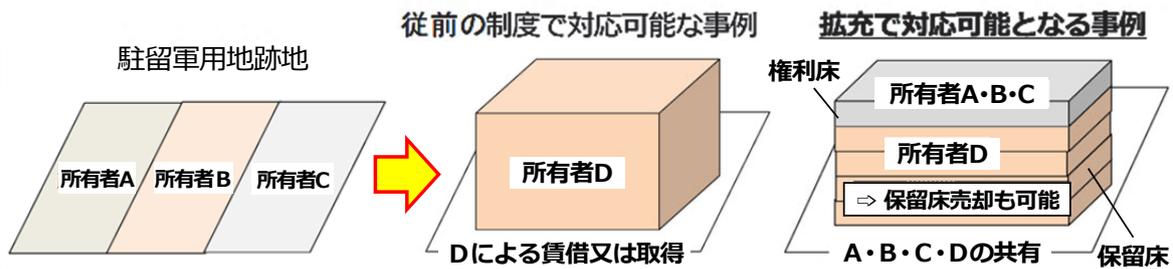
⁴¹ なお、本特例の適用が想定される牧港補給地区について、平成25年4月に日米両政府が合意した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（統合計画）では、倉庫地区の大半を含む部分（126ha）は2025年度以降、残余の部分（142ha）は2024年度以降に返還するとの見通しが示されている。

⁴² 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号5頁（令4.3.9）

⁴³ 事業者が新しい建物を建築する際、従前の土地所有者には新しい建物の所有権を付与した上、保留床部分を第三者に譲渡できるため、所有者が多数存在する駐留軍用地において有用なスキームとされている。

⁴⁴ 改正前の沖縄振興開発金融公庫法では、公庫による貸付け等の対象として、同法第19条第1項第1号イに定められた設備の取得等に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成に必要な資金の規定に基づいて、自己所有方式による開発を対象とし、その中に駐留軍用地跡地も含まれると解釈されてきた。しかし、譲渡方式による開発については、同条文中で根拠となる既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業

図表5 従前の制度で対応可能な開発事例及び本法の拡充により対応できる開発事例



(出所) 内閣府「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(主なポイント)」<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkousingikai/37/37-3-2.pdf>>を一部編集

イ 行政改革推進法の改正(統合時期の延長)

行政改革推進法では、公庫は、基本方針に係る沖振法に規定する平成24年度を初年度とする10箇年の期間経過後に、新政策金融機関(株式会社日本政策金融公庫)に統合することとしていたが、本法は、この統合時期を10年間延長(令和14年4月1日以降)している。

国会論議では、沖振法が続く限り、公庫が単独の組織として存続するのかが問われ、西銘大臣は、沖振法の期限到来の際には改めて検討が行われ、関係省庁と調整が必要であるが、大臣個人としては、沖振法が延長される限り、公庫も単独の組織として存続することを望んでいる旨述べている⁴⁵。

(5) 沖縄復帰特措法の改正

沖縄振興関連税制の一つである沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置は、沖縄県内の一般消費者の酒税負担軽減及び沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進を図ることを目的に、昭和47年以降、沖縄復帰特措法等に基づいて講じられてきた。本措置は、当初、沖縄の本土復帰に伴う激変緩和のため、5年間の時限措置として導入されたが、その後繰り返し延長されてきたものである。沖縄の復帰50年を迎え、本措置の見直しの機運が醸成されてきたことや、沖縄県産酒類の県内シェアの低下傾向等を踏まえ、税制改正大綱では、本措置を段階的に廃止することとされた。

そのため、本法では、本措置を、ビール等については令和8年9月30日まで、泡盛については令和14年5月14日まで、それぞれ延長した上、廃止することとしている⁴⁶(図表6)。

国会論議では、泡盛製造業が厳しい状況にある中で本措置の段階的な廃止を行うことが適切か問われ、政府は、泡盛業界でも経営者の世代交代が進み、本措置の見直しの機運が

等に必要な資金との規定に、駐留軍用地跡地が含まれないものとして解釈され、その対象外とされてきたことから、本法により文言が追加され、改めて同跡地も譲渡方式による開発の対象に含まれることとなった。

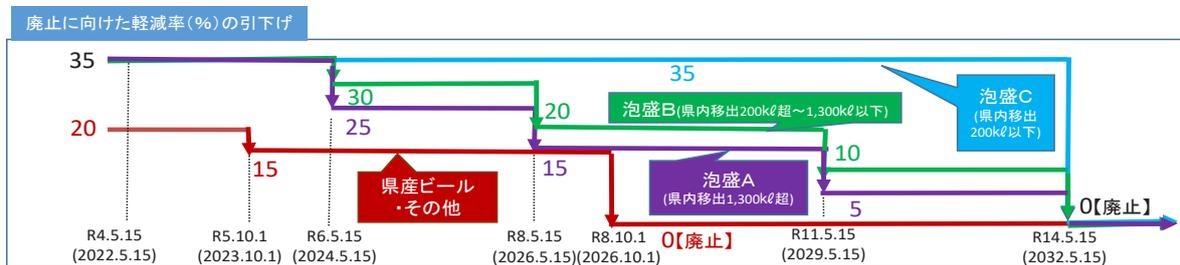
⁴⁵ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第5号5頁(令4.3.9)

⁴⁶ 税制改正大綱では、軽減率の引下げスケジュールとして、①泡盛については、県内移出量に応じて事業者を三つのグループ(Aグループ(県内移出量1,300k1超)・3事業者、Bグループ(同200k1超~1,300k1以下)・10事業者、Cグループ(同200k1以下)・34事業者)に分類した上で、軽減率を段階的に引き下げ、10年後に本措置を廃止すること、②ビール等については、ビール類税率の見直し(令和5年10月)と統一(令和8年10月)が行われることを踏まえ、軽減率を段階的に引き下げ、本措置を廃止することとしている。

醸成されるとともに、沖縄の酒類製造業界から本措置に頼らない自立的発展を目指していきたい旨の提言がなされたことを尊重する形で、本措置を廃止するものと説明している。その上で、政府は、新型コロナウイルス感染症による影響も考慮して、最初の2年程度は現状の軽減税率を維持する猶予期間を設けるとともに、内閣府や沖縄県、国税庁等による各種支援措置を組み合わせることで、沖縄の酒類製造業者の自立的発展を計画的に促すとしている⁴⁷。

また、ビール製造業についても厳しい状況にある中で本措置の段階的な廃止を行うことは是非も問われ、西銘大臣は、税制優遇措置がなくなったとしても、設備投資や域外競争力強化の部分で予算措置により補助できる部分があれば支援していきたい旨述べている⁴⁸。

図表6 廃止に向けた軽減率の引下げスケジュール（概要）



（出所）内閣府「令和4年度税制改正要望結果」（令和3年12月）〈https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r04/zei/04zei_2.pdf〉

（6）沖縄科学技術大学院大学学園法の改正

学園法は、国は、OISTの設置・運営に係る業務に要する経費について、その2分の1を超えて補助することができるとしている一方、法律の施行後10年を目途として、OISTに対する国の財政支援の在り方等の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしていた⁴⁹。

これを踏まえて、令和3年8月に取りまとめられた「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」の最終報告では、法律の施行状況はおおむね良好であると総括評価している。その上で、最終報告では、国の財政支援の在り方について、なお国の財政支援は必要であり、国に対して適切に支援することを求めるとともに、2分の1を超えて補助することができるとする学園法第8条は当面維持する必要があるとした上で、国はOISTに対し、自立的財務基盤の確立を促すとともに、一定の期間を経過するごとにどのような支援を講じるべきか検討することを求めている⁵⁰。

⁴⁷ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第4号9頁（令4.3.7）

⁴⁸ 第208回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第4号13～14頁（令4.3.7）

⁴⁹ 通常、私立大学及び私立高等専門学校に対する経常的経費の補助については、私立学校振興助成法上、2分の1以内と上限が設けられている。一方、学園法では、平成21年の同法案審議における修正により、OISTについて、そうした上限をなくすとともに、法施行後10年を目途とした国の財政支援の在り方等の検討の規定が設けられた経緯がある。（久住健治「沖縄の自立的発展に沖縄科学技術大学院大学が果たす役割」『立法と調査』No. 296（平21.9））

⁵⁰ 前掲注10参照

本法では、この最終報告の内容や、沖振法において法律の施行後5年以内の所要の見直しの規定が設けられたことを踏まえ、学園法の施行状況の検討をおおむね5年ごとに行うものとしている。

国会論議では、これまでの10年間におけるOISTの沖縄の経済、教育その他の分野における貢献と今後の見通しが問われ、政府は、沖縄振興に係る具体的な取組として、沖縄の亜熱帯性気候や海に囲まれた特性等をいかした研究や地元企業と連携した共同研究、県内の小中高生を対象とした見学プログラムや科学イベントの開催等を行っているとした上で、今後、OIST発のスタートアップ企業の創出を推進すること等により、そうした取組の効果がより大きくなるよう、内閣府として適切に支援するとしている⁵¹。

また、今後のOISTに対する補助金の在り方も問われ、西銘大臣は、外部資金調達を20%とする目標はあるものの、今現実にはそこまで来ておらず、民間資金の調達の部分で財源の多様化をどう進めていくのか検討し、自立的な財務基盤を確立していくことが必要である旨述べている。その上で、財政支援の在り方等の見直し時期をおおむね5年ごととすることで、OISTの成果や外部資金の獲得状況を見つつ、定期的に国の支援の在り方を見直し、OISTの自立的財政基盤の確立を促していくとしている⁵²。

3. おわりに

令和4年5月10日、本法による沖振法の改正を踏まえ、国は、沖縄振興の意義や方向、振興の基本的な視点を示すとともに、沖縄県が沖縄振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項や同計画の推進に関する基本的事項を定めた、新たな「沖縄振興基本方針」（基本方針）を策定した⁵³。また、同基本方針の策定を踏まえ、同月15日、沖縄県は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」（沖縄振興計画）を策定した⁵⁴。

これらに基づき、今後、沖縄振興に係る施策が進められていくことになるが、本法に関して、衆参両院における委員会での審査の際に附帯決議がそれぞれ行われており、今後の沖縄振興における課題を踏まえつつ、本法の施行に当たって政府が配慮すべき点等が示されている⁵⁵。

このうち、参議院における附帯決議では、例えば、特区・地域制度について、制度が十分活用され、かつ政策目標の達成に向けた効果を発揮するよう、必要に応じ課税の特例そ

⁵¹ 第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第6号（令和4.3.30）

⁵² 同上

⁵³ 「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/9/houshin.pdf>〉

⁵⁴ 沖縄県「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）の公表について」（令和4年5月15日）〈https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/shin_okinawa21seikivision-kihonnkeikaku.html〉

⁵⁵ 法案審査が行われた衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会では11項目から成る附帯決議が、参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会では14項目から成る附帯決議が、それぞれ議決されている。（衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和4年3月9日）〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/okihoku086BFE6B43C612134925880200157FFD.htm〉、参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和4年3月30日）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f433_033001-1.pdf〉）

の他の制度の改善を検討することを求めている。これまでの特区・地域制度の活用状況を見ると、観光地形成促進地域などでは低調な状況が続いており、引き続き制度の更なる活用に向けた取組が求められるとともに、そうした制度の活用が立地企業数の増加や設備投資の促進等をもたらし、沖縄の産業振興、ひいては県民所得の向上につながる制度設計を進めていく必要がある。

また、同附帯決議では、子供の貧困問題について、子供の教育・生活安定の支援、保護者の就労支援、子供に対する経済的支援、対策に関わる担い手の人材育成・確保・処遇改善等に係る財政上の措置を含めた適切な措置を講ずることを求めている。とりわけ、国会論議でも、支援員等の対策に関わる担い手の処遇改善の必要性が度々言及されており⁵⁶、より安定的かつ実効的な対策を進める上で、処遇改善に向けた具体的な方策を検討していくことが重要であると考えられる。その上で、子供の貧困問題の解消に向けて、沖縄子供の貧困緊急対策事業において実施されている子供の居場所や支援員等に対する支援などの対症的施策と、産業振興を通じた県民所得の向上等に向けた原因療法的施策の両面から取組を進める必要がある。

さらに、同附帯決議では、沖縄振興一括交付金（一括交付金）について、安定的な制度運用及び必要な予算額の確保を図るとともに、沖縄県及び市町村と十分協議を行う等連携し、沖縄の実情に即した運用を図ることを求めている。また、新たな基本方針でも、一括交付金は、今後も、特殊事情に起因する様々な政策課題等に沖縄が主体的に対応するための財源として有効活用を図ることが求められているとしている。近年、一括交付金に係る予算の減額が続いているものの、効果的な活用方法と併せて、沖縄振興策における様々な政策メニューの中での一括交付金の位置付けや役割分担、それらを踏まえた予算額の水準等について、政府や沖縄県、市町村等との間で十分に協議し、模索していくことが重要であると考えられる。

令和4年4月27日、沖縄復帰50周年の節目に当たり、参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会では、「沖縄の本土復帰五十年及び沖縄を取り巻く諸課題の解決促進に関する決議」を行った⁵⁷。同決議では、昭和47年5月の沖縄の本土復帰以来、沖縄振興法等に基づく振興策の実施と沖縄県民の不断の努力とによって、特に、社会資本整備の面で本土との格差是正が図られ、産業の振興等、沖縄の経済社会は総体として発展してきたと評価する一方、依然として沖縄の一人当たり県民所得や法定最低賃金は全国最低水準となっており、子供の貧困等の解決すべき課題が残されているとしている。その上で、政府に対し、振興策を推進するに当たり、沖縄の自立的発展と県民の生活向上に資するよう、県民の声に寄り添って、地元の意思を十分尊重することを求めている。

⁵⁶ 例えば、西田睦参考人（国立大学法人琉球大学学長）答弁（第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第5号（令4.3.25））等において、支援員の処遇改善の必要性が言及されている。

⁵⁷ 参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会「沖縄の本土復帰五十年及び沖縄を取り巻く諸課題の解決促進に関する決議」（令和4年4月27日）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ke-tsugi/208/i433_042701.pdf〉（なお、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会においても同様に「沖縄の本土復帰五十年及び沖縄問題の解決促進に関する件」（令和4年4月21日）を議決している。）

今後の沖縄振興においても、引き続き、沖縄が抱える特殊事情やそれらに起因する様々な不利性に留意しつつ、それらを優位性・潜在力としていかし、民間主導の自立型経済の構築に向けた取組を一層進めていくことが期待される。

(ふじう しょうじ)